プログラム提案 その1

日本の宝を残す

古民家格付け・保存活用プログラム

民主導による古民家保存・活用のための格付け事業 をブレイクスルーとして

NPO法人日本古民家保存協会 & Japa [窓口:篠原理事]

Copyright © 2024 Japan Association for Professionals' Activities. All Rights Reserved

-,

プログラム概要

■目 的

● 日本の貴重な生活文化遺産である「古民家」(仕口を使用した木造軸組建物)がその価値を理解されず、解体・腐朽・逸失が急速に進展している現状を鑑み、その価値を周知・啓蒙し、保存活用することを目的とする。

■プログラム

- 1. <u>意見交換会 立ち上げ</u>
 - 関心者、関係有識者・団体(大学研究室、専門家団体等)等の探索・呼びかけ
 - 古民家保存活用に関する情報交換、意見交換(課題・論点、可能な道筋、Gaol等)
 - 組織(WG、事務局等)の建て付けの検討 → 目処が立った段階で「研究会」設置
- 2. 古民家保存活用研究会 立ち上げ
 - 研究会WGテーマ(イメージ)
 - ① 古民家情報の収集・発信・マッチング: SNS活用
 - ② 古民家格付け方法・基準
 - ③ **古民家の視察・格付け**:保存活用の要請・相談のあった古民家
 - ④ 個別古民家の保存活用支援 ※現地活用>国内移築>海外移築>解体(古材利用)
 - ✓ 残すべき価値(高い格付け評価)があり、オーナーの要請があった古民家について、研究会メンバー、地場の職人と連携し、保存活用を支援する。支援内容は物件により異なる。
 - ⑤ **制度化要請・支援**:実績を踏まえ、「古民家」を日本の<u>"伝統的生活文化遺産"</u>として、 残していく仕組みづくりを国に要請し、制度設計等を支援する。

体制

■ プログラム共同代表



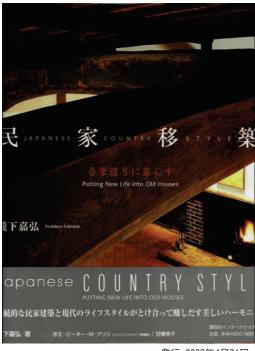
瀧下嘉弘 NP0法人日本古民家保存協会

Alex Kerr 東洋文化研究者

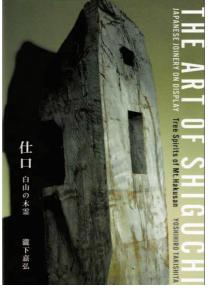
Azby Brown 伝統建築専門家

- メンバー: 古民家オーナー、古民家保存活用関心者、有識者、職人、自治体 等
- サポート
 - デジタルサポート(SNS、アプリ):探索中
 - 発掘・格付け・相談サポート:全国NWを有する関係団体、大学研究室 探索中
 - 法律サポート:関心を有する大学法学部教授、弁護士
 - 宅建サポート:関心を有する宅建士
 - 制度設計サポート:シンクタンク、コンサルタント、有識者
 - 世話人:篠原康明 [Japa理事、元都市みらい推進機構]

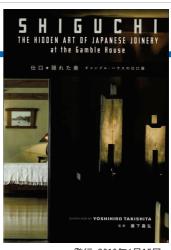
補:瀧下氏 関連著作



発行 2002年4月26日



発行 2017年10月30日



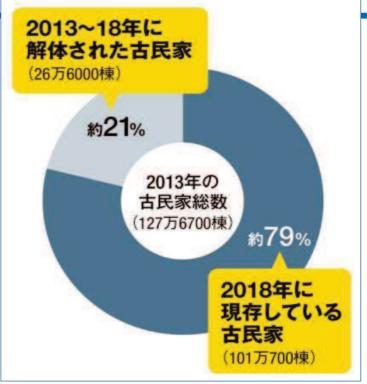
発行 2019年6月15日



発行 20227年10月1日

補:古民家に関するデータ

- 古民家は法律・公式統計等で 定義されていない。
- 住宅・土地統計調査(総務省)によると、建築基準法が施行される1950年以前に建てられた木造住宅で、2018年時点で現存するものは101万棟。13年の調査結果と比較すると、5年間で27万棟の古民家が解体された。(資料:総務省の資料を基に日経アーキテクチュアが作成)
- 滝下氏の「民家」の定義:築年数に関係なく、「仕口」利用の木造建築物



注:本特集では**便宜的に、建築基準法が施行された1950年(昭和25年)以前に建てられた木造住宅を古民家**とする。

出典:戦前竣工の民家に熱視線 日経 xTECH/日経アーキテクチュア 2019,12,12 https://tinyurl.com/2md9y2re

Copyright © 2024 Japan Association for Professionals' Activities. All Rights Reserved.

6

補:ユネスコ無形文化遺産登録 [令和2年12月17日]

■ 名称

● 伝統建築工匠(こうしょう) の技:木造建造物を受け継ぐための伝統技術

■内容

● 木・草・土などの自然素材を建築空間に生かす知恵、周期的な保存修理を見据えた材料の採取や再利用、健全な建築当初の部材とやむを得ず取り替える部材との調和や一体化を実現する高度な木工・屋根葺ぶき・左官・装飾・畳など、建築遺産とともに古代から途絶えることなく伝統を受け継ぎながら、工夫を重ねて発展してきた伝統建築技術。

仕口(日本の伝統木組み)

- 構成(保存技術 17件)
 - ①建造物修理 ②建造物木工 ③檜皮葺(ひわだぶき)・杮葺(こけらぶ) ④茅葺 (かやぶき) ⑤檜皮採取 ⑥屋根板製作 ⑦茅採取 ⑧建造物装飾 ⑨建造物彩色 (さいしき) ⑩建造物漆塗(うるしぬり) ⑪屋根瓦葺(本瓦葺) ⑫左官(日本 壁) ⑬建具製作 ⑭畳製作 ⑮装潢(そうこう)修理技術 ⑯日本産漆生産・精製 ⑪縁付(えんつけ)金箔製造
- 無形文化遺産保護条約〔2004年 日本締結(世界で3番目), 2006年 発効〕 登録22件
 - 目 的: 無形文化遺産の保護
 - 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

補:移築·解体



移築直前の福井県の民家 A minka in Fukui prefecture before removal



屋根を降ろして取り払うと巨大な梁が現れる With the roof and walls removed, an impressive horizontal beam is exposed to view

Copyright © 2024 Japan Association for Professionals' Activities. All Rights Reserved

Q

補:古民家保存活用



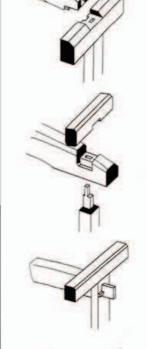




補:仕口















Three types of traditional joints. いろいろな木組み。 10

補:最近の民家





新潟県刈羽村







徳島県徳島市

参考:文化財でない「古民家」の位置づけをどうするか

■ 文化財保護法

●「文化財保護法」は、文化財を「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」の<u>6類型に分けて定義</u>し、その類型別に 国が指定等することを基本としている。

■ 歴史文化基本構想

- 歴史文化基本構想とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想で、文化財保護に関するマスタープランとしての役割、文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されることも期待されるとしている。
 - (補) 「歴史文化」とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものを指す。<u>文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、文化財の周辺環境と言い換えることができる。</u>

出典:「歴史文化基本構想」策定ハンドブック 文化庁 https://tinyurl.com/27sor2gw

- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律 (文化観光推進法)
 - 文化観光推進法は、文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とする。

Copyright © 2024 Japan Association for Professionals' Activities. All Rights Reserve

12